

視察地 千葉県柏市議会

1 視察年月日 令和5年11月8日

2 視察の目的

ハラスメントは業務への支障につながり、ひいては市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うとし、柏市議会では柏市議会ハラスメント防止条例を令和5年6月2日に制定、施行した。本町議会でもハラスメントの防止について議論したことから、この取り組みを調査することとした。

3 視察地の概況（令和5年11月1日現在）

- (1) 人口 434,361人
- (2) 世帯数 197,937世帯
- (3) 面積 114.74km²
- (4) 財政規模 1499億1000万円（令和5年度一般会計予算）
- (5) 地勢・沿革

本市は、千葉県の北西部に位置し、東西の距離は約18キロメートル、南北の距離は約15キロメートル、隣接する市は、東に我孫子市・印西市、利根川を挟んで茨城県取手市・守谷市、南に鎌ヶ谷市・白井市、西に松戸市・流山市、北に野田市となっている。鉄道は都心から放射状に常磐線及びつくばエクスプレスが、南北には東武アーバンパークラインが通っており、道路は東京・茨城方面への国道6号や常磐自動車道、埼玉・千葉方面への国道16号が通っており、首都圏の放射・環状両方向の交通幹線の交差点部に位置する交通の要衝となっている。

本格的な住宅地開発が始まったのは戦後からであり、1960年代より東京のベッドタウンとして開発が進み、人口は急激に増加した。

地勢は概ね平坦であり、下総台地の広い台地上を中心に、市街地や里山が形成されており、台地に入り込んだ大堀川、大津川、金山落などの川沿いや、手賀沼や利根川沿いに分布している低地では、干拓事業や治水事業なども進められ、まとまった農地等となっている。

(6) 議会の概要

議会の現在の定数は36人（男性29人、女性7人）となっている。常任委員会には総務市民・健康福祉・教育子供・建設経済環境の4常任委員会となっている。会派は柏清風12人、公明党7人、日本共産党4人、みらい民主かしわ4人、市民サイド3人、無所属の会2人、無所属4人となっている。

4 取り組みの現況

(1) 条例制定の経緯

近年、ハラスメント問題がニュースとなっているなか、職員から「議員からの過

度な叱責を受けた」「理不尽に怒鳴られた」との相談があったことから、ハラスメントの理解を深めることを目的に令和4年12月の全員協議会において、全国市議会議長会議員研修プログラム「政治分野におけるハラスメント防止教材」（約30分）という動画教材を視聴する形式で研修会が実施され、柏市議会でのハラスメント防止条例の策定に向けて検討を始めた。

(2) 条例制定にむけた検討会

議長の諮問機関として、各会派から選出された9名を構成員として設置した「ハラスメント防止のための条例制定に向けた検討会」において、議員によるハラスメント根絶と未然に防止をすることにより、市民から信頼される議会の実現に資することを目指し、調査・研究、協議し、令和5年5月18日、検討会メンバーにより議長に対して条例(案)及びアンケート集計結果が答申された。

なお、検討会での協議経緯は以下のとおりである。

検討会回数	開催日	協議事項
第1回	令和4年12月23日	正副座長の互選
第2回	令和5年1月23日	・ 専門家への依頼 ・ 先進自治体の条例の規定事項 ・ 先進自治体への照会結果 等
第3回	令和5年2月7日	川越市議会の取組みを視察
第4回	令和5年2月8日	人事院公務員研修所客員教授 高嶋直人氏による講演会
第5回	令和5年2月24日	条例の規定事項
第6回	令和5年3月10日	・ 条例の規定事項 ・ アンケート内容
第7回	令和5年3月24日	・ アンケート内容 ・ 条例の規定内容
第8回	令和5年4月7日	・ アンケートの実施期日（令和5年4月17日～21日） ・ 条例の前文及び目的案及び答申日程
第9回	令和5年5月15日	・ 柏市議会ハラスメント防止条例（案） ・ アンケートの集計結果
第10回	令和5年5月16日	・ ハラスメントに関する講演 ・ 条例案の講評 講師：高嶋直人氏（人事院公務員研修所客員教授）

(3) 職員と議員へのアンケート調査

ハラスメント防止条例制定のための検討にあたり、令和5年4月17日から同月21日までハラスメント状況の実態を把握するため複数回答のアンケート（匿名）を実施した。対象者は、庁内ネットワークに接続可能な職員2849人（併任、日常的に

パソコンを使用しない部署等含む)、議員 35 人である。(回答者数は職員 1827 人、議員 24 人)

回答者の職員 1827 人中 157 人が「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがある」、316 人が「柏市議会議員または柏市職員が、柏市議会議員からハラスメントを受けているのを見たことがある」と答え、ハラスメント行為の具体例で最も多かったのは「ささいなミスを大声で叱責」「必要以上に長時間の叱責」「意に沿わない対応に恫喝」で 169 人、「彼氏や彼女がいるのかと聞かれる」「早く結婚しろと言われて苦痛を感じる」が 154 人、ハラスメントは誰からあったかについては、現柏市議会議員からが 308 人、元柏市議会議員から 47 人だった。

ハラスメントがあった際の相談相手は「誰にも相談しなかった」が最も多く 180 人、次いで「親しい同僚」73 人、「上司」71 人の順だった。

ハラスメントがあったときの対応は「何もしなかった」が 252 人で最も多かった。その理由は「相談しても解決しない」が 177 人、「業務に支障が出る」が 127 人、「我慢した方がいい」が 79 人、「職場での立場が悪くなりそう」が 48 人だった。

ハラスメント防止で望むことについて、職員は「十分な調査、処分の厳格化」が最も多く、次いで「意識改革・意識啓発・教育の実施」「相談しやすい窓口の設置」「ハラスメントに対処する体制づくり」となっている。議員は「意識改革・意識啓発・教育の実施」が最も多く、次いで「相談しやすい窓口の設置」「十分な調査、処分の厳格化」となっている。

(アンケート結果・資料 3 参照)

(4) 柏市議会ハラスメント防止条例

議員は市民の負託を受けた代表者であることから、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、住民の全体の奉仕者として住民の福祉向上に努めなければならない。

ハラスメントは、業務への支障につながり、ひいては市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。

よって、柏市議会(以下「議会」という。)は、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる環境を確立することで、職員と議員がその役割を十分発揮し、議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、市民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定するとしている。

この条例は、第 1 条(目的)、第 2 条(定義)、第 3 条(議長の責務)、第 4 条(議員の責務)、第 5 条(調査及び研修等)、第 6 条(相談窓口の設置)、第 7 条(事実関係の把握)第 8 条(公表等)、第 9 条(被害者等のプライバシーの保護)、第 10 条(委任)の条建で構成している。

(「柏市議会ハラスメント防止条例」資料 2 参照)

(5) 条例制定の効果と今後の対応

効果としては、議員が、自らの一般質問について職員に対する聞き取りが数時間に及ぶこともあったが、現在は職員の拘束時間が短くなったとの声が聞こえてきており、デメリットは現在のところ感じてないとしている。

また、今後の対応としては、第8条第2項で「議長は、市長からの議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、別に定めるところにより、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない」としており、報告内容については当該議員へヒアリングを行って事実関係を把握するとしている。

この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとしている。なお、第3者委員会等の客観的な判断部署の設置についても検討していくとしている。

今回の条例は、議員によるハラスメントの根絶、及び未然の防止を目的として制定したため、「別に定めるところにより」については第6条窓口の設置を除きまだ決まっておらず、今後検討していくとしている。

なお、必要な措置については、議員も地方公務員法上では「特別職の公務員」と規定されていることから、人事院から出ている、地方公務員を対象とした「懲戒処分の指針」などが参考になるのではと現在検討しているところであるとしている。

5 考 察

昨今、ハラスメントを受けた際に声をあげる人が増えている反面、ハラスメントを受けてもまだ声を上げにくい状況もあることが柏市議会のアンケート調査の結果で明らかとなった。

今回の視察では、議会事務局の他に^{つむらや}円谷議長から最後まで対応して頂いた。議長の話で印象深かったのは「柏市議会ハラスメント防止条例は議会改革ではない。私としては、明らかに被害者がいる事案で、その被害者を守るため、同じことが起こらないようにするための「人権保護」を目的とした条例と認識している」であった。

柏市議会では、被害者を守ることと再発防止を優先したことから、事実関係の把握（第7条）が今後の課題となっていると感じたが、事実認定について最終的には議長がジャッジするとのことであった。政治倫理審査会や第三者委員会がない中で、議会内で結論を出す責任を果たせるのは議長しかいないのであろうと思いつつも、今後は、行為者、被害者双方の納得できる事実関係把握の手法を考える必要を感じた。

なお、条例の第8条第2項では、市長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときには、該当議員にヒアリングを行うとしている。音声などの市長の申し入れを否定する客観的な事実が確認されないかぎり、市当局で事実の有無を精査したうえで報告であると理解し、議長が判断するとのことであったことから、さらに議長の重責が感じられた。

実際に事案が発生した際に行行為者が納得するのか疑問に感じた点はあるが、円谷議長の言葉どおり、この条例制定したことにより議員のハラスメントに対する認識が深まったのか、職員に対する議員の心配りを感じるようになったことは被害者を守り同じことを繰り返さないことを目的とした条例制定の効果であると感じた。なお、「別に定めるところ」や「必要な措置」などは今後精査するとのことであり、本町議会としても注目していきたいと感じた。

ハラスメントに対する解釈や対応が年々厳しくなる昨今、本町議会でもハラスメントに関する条例制定、あるいは、倫理条例にハラスメント関連の文言を加筆する必要性を感じた視察研修であった。

苦情等事前申出書

令和 年 月 日

氏 名
(※匿名でも構いません。)

連絡先

発生日時			
場 所			
相 手			
内 容 (ハラスメントや不快、不適切と感じた具体的な言動など)			
同席者や目撃者の有無			
【必須】 議会事務局のヒアリングを希望しますか	希望する・希望しない	希望するヒアリング対応者	男性・女性・どちらでも

*ヒアリングを希望する方については、氏名・連絡先を明記してください。
庶務課にて本申出書を確認後、ご連絡いたします。

柏市議会ハラスメント防止条例

議員は市民の負託を受けた代表者であることから、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、住民の全体の奉仕者として住民の福祉向上に努めなければならない。

ハラスメントは、業務への支障につながり、ひいては市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。

よって、柏市議会（以下「議会」という。）は、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる環境を確立することで、職員と議員がその役割を十分発揮し、議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、市民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議員によるハラスメントを根絶し、及び未然に防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。

2 この条例において「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、当該相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。第4条第2項を除き、以下同じ。）を害することとなるものをいう。

3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

4 この条例において「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務（議員としての活動を含む。）をすることができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動によ

りその者の勤務環境を害することとなるものをいう。

- 5 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

（議長の責務）

第3条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

（議員の責務）

第4条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが職員の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、並びに職員の人格を尊重した活動をしなければならない。

- 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

- 4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていることを認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告をしなければならない。

（調査及び研修等）

第5条 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

（相談窓口の設置）

第6条 議長は、別に定めるところにより、議員によるハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応し苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を置かなければならない。

（事実関係の把握）

第7条 議長は、職員又は議員から前条のハラスメント相談窓口
にハラスメントに関する申出があったときは、別に定めるところ
により、速やかに、当該申出に係る事実関係を把握しなければなら
ない。

(公表等)

第8条 前条の場合において、議員によるハラスメントがあったこ
とを確認したときは、議長は、当該ハラスメントを行った議員の
氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、市長から議員によるハラスメントがあったことを報告
されたときは、別に定めるところにより、当該ハラスメントを行
った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければなら
ない。

(被害者等のプライバシーの保護)

第9条 議員は、議員によるハラスメントの被害者及び関係者のプ
ライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上
知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と
する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この
条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとき
は、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

調査結果の概要

【目的】	ハラスメント防止条例制定のための検討にあたり、ハラスメント状況の実態を把握するため実施したもの。
【実施期間】	令和5年4月17日～令和5年4月21日
【対象者】	L I N K I Dを保有する職員並びに議員
【方法】	匿名による庁内アンケート並びにL I N E W O R K Sアンケート
【回答者数】	職員：1,827人 議員：24人

	職員	議員
問1	あなたは柏市議会議員からハラスメントを受けたことがありますか。	
	ある … 157 /1,827	ある … 6 /24
問2	あなたは柏市議会議員または柏市職員が、柏市議会議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか。	
	ある … 316 /1,827	ある … 18 /24
問3/問4	どのようなハラスメント行為がありましたか。	
	<p>【パワハラ】 ささいなミスを大声で叱責、必要以上に長時間の叱責、意に沿わない対応に恫喝（精神的な攻撃） 169</p> <p>【セクハラ】 彼氏又は彼女がいるのかと聞かれる、早く結婚しろと言われる等により苦痛を感じる等（発言） 154</p> <p>【セクハラ】 プライベートの話職場等で大きな声で話をされることにより、苦痛を感じる（発言） 105</p> <p>【セクハラ】 プライベートの話執拗に聞かれることにより、苦痛を感じる（強要） 100</p> <p>【セクハラ】 性的な言葉を言われる、周囲で性的なことを話している（発言） 73</p> <p>【パワハラ】 威圧的・高圧的な発言/理不尽な罵倒 16</p> <p>【パワハラ】 人格を否定する発言/個人を攻撃する発言 12</p> <p>【パワハラ】 機関誌の勧誘/購読の強要 7</p> <p>【パワハラ】 理不尽な要求 7</p> <p>【パワハラ】 子供の有無に関する発言 7</p> <p>【パワハラ】 セクハラ以外のプライベートの話聞かれる/される 7</p> <p>【パワハラ】 挨拶しても無視される等（人間関係からの切り離し） 6</p> <p>【パワハラ】 対応を優遇する趣旨の発言 6</p> <p>【セクハラ】 身体を触られる（身体の接触） 5</p> <p>【パワハラ】 物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等（身体的な攻撃） 5</p> <p>【パワハラ】 容姿についての発言 4</p> <p>【マタハラ】 妊娠中や産（育）休明けに心ない言葉を言われる 3</p>	<p>【パワハラ】 ささいなミスを大声で叱責、必要以上に長時間の叱責、意に沿わない対応に恫喝（精神的な攻撃） 14</p> <p>【セクハラ】 身体を触られる（身体の接触） 5</p> <p>【セクハラ】 性的な言葉を言われる、周囲で性的なことを話している（発言） 4</p> <p>【セクハラ】 執拗に二人きりの食事等に誘われたり、交際を求められたり等により、苦痛を感じる等（強要） 3</p> <p>【パワハラ】 物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等（身体的な攻撃） 3</p> <p>【パワハラ】 過大な仕事を毎回押しつけられる等（過大な要求） 3</p> <p>【セクハラ】 飲み会で隣に座らされたり、デュエットを強要されたりする等により、苦痛を感じる等（強要） 2</p> <p>【パワハラ】 雑用ばかり押しつけられる等（過少な要求） 2</p> <p>【パワハラ】 人格を否定する発言/個人を攻撃する発言 2</p> <p>【セクハラ】 彼氏又は彼女がいるのかと聞かれる、早く結婚しろと言われる等により苦痛を感じる等（発言） 1</p> <p>【パワハラ】 個人所有のスマホを勝手にのぞかれる、不在時に机の中を勝手に物色される等（個の侵害） 1</p> <p>【パワハラ】 挨拶しても無視される等（人間関係からの切り離し） 1</p> <p>【パワハラ】 セクハラ以外のプライベートの話聞かれる/される 1</p> <p>【パワハラ】 事実無根の発言をされる 1</p> <p>【パワハラ】 威圧的・高圧的な発言/理不尽な罵倒 1</p>

【セクハラ】飲み会で隣に座らされたり、デュエットを強要されたりする等により、苦痛を感じる等（強要）	2
【パワハラ】急な聞き取りの変更・延期	1
【パワハラ】長時間拘束される	1
【パワハラ】過剰な資料要求	1
【パワハラ】執務室への無断の立入り	1
【パワハラ】酒席への強要	1

問5 ハラスメントの認識ではなく、「不快に感じたもの」としてはどのようなものがありましたか。

【パワハラ】威圧的・高圧的な発言/理不尽な罵倒	26	【パワハラ】本会議・委員会中のやじ	2
【パワハラ】理不尽な要求	15	【パワハラ】人格を否定する発言/個人を攻撃する発言	1
【パワハラ】機関誌の勧誘/購読の強要	13		
【パワハラ】横暴な態度	12		
【パワハラ】人格を否定する発言/個人を攻撃する発言	11		
【パワハラ】長時間拘束される	10		
【パワハラ】セクハラ以外のプライベートの話を聞かれる/される	10		
【パワハラ】対応を優遇する趣旨の発言	8		
【パワハラ】ささいなミスを大声で叱責、必要以上に長時間の叱責、意に沿わない対応に恫喝（精神的な攻撃）	7		
【パワハラ】容姿についての発言	6		
【パワハラ】急な聞き取りの変更・延期	6		
【パワハラ】配慮に欠ける発言	6		
【パワハラ】執務室への無断の立入り	5		
【パワハラ】業務内容を一般の人々の前で非難される	4		
【セクハラ】性的な言葉を言われる、周囲で性的なことを話している（発言）	3		
【セクハラ】プライベートの話を職場等で大きな声で話をされることにより、苦痛を感じる（発言）	3		
【セクハラ】彼氏又は彼女がいるのかと聞かれる、早く結婚しろと言われる等により苦痛を感じる等（発言）	2		
【パワハラ】不明瞭な質問をされる	2		
【パワハラ】勤務時間外での対応	2		
【パワハラ】事実無根の発言をされる	2		
【セクハラ】プライベートの話を執拗に聞かれることにより、苦痛を感じる（強要）	1		
【パワハラ】子供の有無に関する発言	1		
【パワハラ】過剰な資料要求	1		
【パワハラ】理不尽な謝罪要求	1		
【パワハラ】寄付の要求	1		

問6 ハラスメントは誰からありましたか。

現 柏市議会議員 …	308	柏市議会議員 …	17
元 柏市議会議員 …	47	市民 …	3
		職員（特別職を含む。） …	2

問7/問8 ハラスメントがあった際、誰かに相談しましたか。

誰にも相談しなかった	180	誰にも相談しなかった	5
------------	-----	------------	---

親しい同僚（同所属）	73
上司（同所属）	71
親しい同僚（別所属）	35
家族	22
上司（別所属）	9
職員以外の友人	5
課内で共有した	4
ハラスメントは常時のものとしてあきらめた	3
同僚と共有した	2
上司が問題にしなかった	2
人事課または人事担当課	1
男性職員で対応するようにした	1

先輩議員（同所属）	4
家族	3
親しい同僚（同所属）	3
親しい同僚（別所属）	1
人事課または人事担当課	1
相談を受ける側だった	1

問9/問10 ハラスメントがあった際、どのような対応をしましたか。

何もしなかった（我慢した、嫌だけれども言えなかった）	252
無視した	74
それとなく嫌だということを相手にわからせようとした	14
逃げた	10
相手にはっきり嫌だと伝えた	6
相談窓口相談した	4
ハラスメントは日常なのだと思えるようになった	4
受け流した	4
上司がフォローしてくれた	4
男性職員で対応するようにした	3
上司に相談したがフォローしてくれなかった	3
課内で共有した	1
同僚と共有した	1
上司が問題にしなかった	1
やんわりと断った	1
別の職員で対応するようにした	1
上司に相談した	1
病院を受診した	1

何もしなかった（我慢した、嫌だけれども言えなかった）	8
無視した	4
相手にはっきり嫌だと伝えた	3
それとなく嫌だということを相手にわからせようとした	1
「やめないと他の人に話す」など、何らかの行動をとると伝えた	1
ハラスメントの意識が薄かった	1
条例制定に向けた取り組みを開始した	1
先輩議員に相談した	1
党内へ相談した	1

問11/問12 ハラスメントがあった際、何もしなかったのはなぜですか。

相談しても解決しなかったから	177
業務に支障がでると思ったから	127
我慢した方がいいと思ったから	79
職場での立場が悪くなりそうだから	48
相談窓口を知らなかった	40
改善の余地がないと思ったから	9
仕返しや嫌がらせをされると思ったから	6
上司の判断	4
当事者ではないから	3
当時はハラスメントと認識していなかった	2
上司に相談したが取り合ってもらえなかった	2
本人がかわしていたから	2
上司が我慢していたから	2
被害者が守られる体制がないから	2
被害者を傷つけると思ったから	1

相談しても解決しなかったから	6
我慢した方がいいと思ったから	3
業務に支障がでると思ったから	1
職場での立場が悪くなりそうだから	1
相談する体制がないから	1

上司に迷惑が掛かると思ったから	1
ハラスメントには当たらないと思ったから	1
職務上知りえた情報だから	1
当時は相談窓口がなかったから	1

問13/問14 ハラスメント防止のために望むことはなんですか。

十分な調査, 処分の厳格化	605	意識改革, 意識啓発, 教育の実施	13
意識改革, 意識啓発, 教育の実施	549	相談しやすい窓口の設置	12
相談しやすい窓口の設置	489	十分な調査, 処分の厳格化	11
ハラスメントに対処する体制づくり	488	ハラスメントに対処する体制づくり	11
議員名の公表	8		
期待できない	5		
議会事務局での一次対応/議会運営事務の見直し	4		
庁舎内での機関誌販売の禁止	3		
録音機の使用	3		
被害者が守られる体制づくり	2		
議員と職員用のオープンスペースの設置	2		
ハラスメントに対応する附属機関等の設置	2		
弁護士等第三者の関与	2		
冤罪の防止	1		
法律知識の普及啓発	1		
効率的な聞き取りの実施	1		